

伊賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>伊賀市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第4条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第13条（略）</p>	<p>伊賀市国民健康保険条例</p> <p>第1条～第4条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第13条（略）</p>